



令和7年7月3日
環境・ゼロカーボン推進課
(089-912-2347)

令和6年度ダイオキシン類環境調査結果について

令和6年度ダイオキシン類環境基準監視調査（大気、水質、底質及び土壌）の結果を取りまとめましたので、お知らせします。

なお、調査を実施した全26地点のうち、河川（水質）1地点において環境基準を超過しましたが、解析の結果、平成27年度に超過した事案と同様に過去に使用された農薬由来であると推定されました。

このため、当該地点については、令和7年度以降、より緻密な監視のため、調査頻度を年2回から年4回に強化し調査を継続します。

1 令和6年度及び過去の調査結果の範囲

(単位 大気：pg-TEQ/m³ 土壌・底質：pg-TEQ/g 水質：pg-TEQ/L)

調査対象		令和6年度 (年平均)	(参考) 平成12~令和5年度 (年平均)	環境基準
大気		0.0053 ~ 0.013	0.0028 ~ 0.14	0.6 以下
水質	河川	0.066 ~ 2.5	0.027 ~ 1.8	1 以下
	海域	0.060 ~ 0.067	0.018 ~ 0.49	
底質	河川	0.27 ~ 7.9	0.075 ~ 25	150 以下
	海域	0.85 ~ 4.1	0.075 ~ 22	
土壌		0.062 ~ 4.4	0.00081 ~ 8.9	1,000 以下

2 環境基準監視調査結果

(1) 大気 (単位：pg-TEQ/m³)

採取場所	調査結果			環境基準
	夏期	冬期	平均	
四国中央市三島宮川	0.0073	0.0053	0.0063	0.6以下
新居浜市新田町	0.014	0.0055	0.0098	
西条市小松町大頭	0.016	0.0099	0.013	
今治市町谷	0.0051	0.0056	0.0054	
八幡浜市若山	0.0055	0.0081	0.0068	
宇和島市祝森	0.0050	0.0056	0.0053	

(2)水 質 (単位 : pg-TEQ/L)

種 類	採取場所	調査結果		環境基準
		調査	平均	
河 川	上大野橋 (鬼北町)	0.066	0.066	1以下
	広江川 (西条市) ※	0.38~4.6	2.5	
	樋之口川 (今治市)	0.63	0.63	
	引地川 (伊予市)	0.066	0.066	
海 域	東予海域S T-1	0.064	0.064	
	今治海域S T-2	0.067	0.067	
	明浜海域S T-3	0.060	0.060	

※環境基準を超過

(3)底 質 (単位 : pg-TEQ/g)

種 類	採取場所	調査結果	環境基準
河 川	上大野橋 (鬼北町)	0.40	150以下
	広江川 (西条市)	4.8	
	樋之口川 (今治市)	7.9	
	引地川 (伊予市)	0.27	
海 域	東予海域S T-1	4.1	
	今治海域S T-2	0.85	
	明浜海域S T-3	1.2	

(4)土 壤 (単位 : pg-TEQ/g)

採取場所	調査結果	環境基準
今治市別宮町	0.062	1,000以下
上島町弓削久司浦	0.25	
東温市山之内	4.4	
八幡浜市広瀬	0.14	
宇和島市保田	0.30	
松野町大字延野々	0.46	

(備考) 各検体の採取年月日

大 気	夏 期 : 令和6年7月22日 ~ 令和6年7月30日 冬 期 : 令和6年12月13日 ~ 令和6年12月23日
水質及び底質	令和6年6月4日 ~ 令和6年12月10日
土 壤	令和6年10月2日 ~ 令和6年10月23日

(参考)

1 調査対象及び調査地点数

調査対象	環境基準監視調査	
	調査地点数	検体数
大 気	6	12
水 質	河 川	4
	海 域	3
底 質	河 川	4
	海 域	3
土 壤	6	6
合 計	26	33

備考 大気については年2回(夏・冬)、その他については年1回実施。
ただし、広江川の水質調査は年2回実施。

2 ダイオキシン類濃度の単位について

○p g (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを表す単位

○TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの量に換算した値であることを示す

3 ダイオキシン類に係る環境基準について

媒 体	基準値
大 気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下
土 壤	1,000 pg-TEQ/g以下

○大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。

○土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

4 毒性等量算定の際、定量下限値未満の数値の取扱いについて

○大気、水質及び底質

定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、そのままの値を用い、検出下限値未満の数値は、検出下限値の1/2を用いて、各異性体の毒性等量を算出する。

○土 壤

定量下限値未満の数値は、ゼロとする。